











- 1. 添付後3年間は、受付対応が必要
- 2. 第1条条件を別途満たす必要がある
- 1. それぞれの複製物において適切な著作権表示と保証の否認声明を目 立つよう適切に掲載し、またこの許諾書および一切の保証の不在に触 れた告知すべてをそのまま残し、そしてこの**許諾書**の複製物を『プロ

a)ソース添付ならば、ソース形式で 「『プログラム』と共に頒布される」



- a)抽出可能ならば問題ない。
- b)SDKとして提供されたLinuxディストリ ビューションから抽出するのは、なかな

か大変。 抽出せずに「Ubuntu x.xが含まれます」の表現 で済まされているケースが多。黙認されていると

Checked (betweening a trajear word NEC

思われるが、もし突き詰められると根拠が弱い Checked Setending 1 tops were NEC

ソース格納媒体を製品本体にする対処案 一般に、製品のソース添付する場合、CD/DVDなどの 媒体に格納して媒体添付する、と思われているが、 そう、GNU GPLに書かれては、いない。

<b>窓品本体のナイスク/メモリ内に恰削するメリット。</b>		
	バイナリソースコード	バイナリ
部材(原価)の増加	なし	あり
付属媒体の散逸の可能性	なし	あり
製品内ソースコードへのアクセス手段は、条件ではない		

ソースコードへのアクセスは、この前提条件となります。 (このバイナリ)プログラムがどのように動作している か研究し、必要に応じて改造する、のだから

ソースコードを提供する目的を考えてほしい

■自由ソフトウェアとは? https://www.gnu.org/philosophy/free-sw.html

プログラムがどのように動作しているか研究し、

必要に応じて改造する自由 (第一の自由)。



ソース開示していることが分からないのでは? 【GNU GPL遵守を示すためにソース開示するのではない

■再頒布されるプログラムも自由ソフトウェアであるよ うに、GPLで条件付きの再頒布が許諾されている。

改変の自由(第一の自由)の対象にアクセスもしない、 つまり、バイナリにアクセスもしない受領者に

ソース開示していることを示すという条件は

## GNU GPLにはない。

※それでも「見えていなければGPL違反だ」と言う人はいる。 GNU GPLを正しく理解していないとしか思えないが、 煩わしさを回避するために媒体添付するという選択肢もある。

Checked Splemeng strate and NEC

•GPLで、添付方法は問われていない。

•バイナリと共に頒布されればよい。

## 古典的なUNIX文化のようにソース頒布を基本に

・ たから、バイナリがWeb DLで頒布されるなら、同様の方法で

・ソースもWeb DLで、という選択肢があるのも同じこと。

可能ならば、**ソース添付**がお勧め

a)ソース添付

■ソースコードで頒布して、ビルド。

■updateもpatchファイルを作成し頒布

Checked Chelestating a traper word NEC

■ patchコマンドでソース更新しビルド

【updateをpatchファイルで頒布するメリット

©NEC Corporation 2018

- ●テキスト形式だから、GNU GPLv2第2条の条件を満たせばよい ▶ソース開示(GPLv2第3条)を気にしなくてもよい
- ●バイナリのupdateもOSSのバイナリ形式での頒布で第3条ソース開示が条件 トソース開示していないことを指摘されたトラブルは少なくない
- ▶トラブルが少ない対策案としてお勧め

他の案を選択するならば、トラブルに注意!

著作権を基にして、「結合著作物」で考えると GPLの伝播の誤解、例えば

ウィキペディアのGPLのライブラリの説明の

何が、間違った言い分か、何が、正しい言い分か、わかる

https://ia.wikipedia.org/wiki/GNU General Public License ライブラリ

…、次のようないくつかの異なる見解が存在する。 見解: プロプライエタリ・ソフトウェアを動的リンク、静的リンクす

ることはGPLに違反する

見解: プロプライエタリ・ソフトウェアを静的リンクすることはGPL

に違反するが、動的リンクに関しては不明瞭 見解: リンクは無関係である Checked Stehensing stopes were NEC トラブらないように、GNU GPLの理解をお手伝いします ■OSSライセンスと著作権法 講義(5H) 著作物・著作権が 第1章 OSSは一般に他人の著作物 どういうものか 第2章 著作物の「利用」とは「著作権の行使」 理解いただいてから、

第3章 ライセンス違反は著作権侵害 第4章 著作権行使の許諾と理解して 各OSSライセンスの条文を読む

第5章 結合著作物に関する詳細と新たな問題

第6章 基本的な対策例

補遺2 体制例

補遺 GPLv3について など 1回5名まで30万円, 10名まで40万円, 20名まで50万円 御社の会議室に出向いて講義します。 基本5Н(дм2H/РМ3H, 補適の説明なし), 100ページ超のテキスト

著作権行使の

ライセンス

として見ると、

何が記述されている

のか理解できる

Checked Schooling Strate and NEC

※ご希望により、ゆっくり7Hで、急いで4Hも可能です。(費用変わらず) 7H(1日日PM2H, 2日日AM3H/PM2H,補湯の説明あり)/4H(PM4H, 補適の説明ない

次回、2019年3月8日(金) NEC本社で実施。 - 人8万円の公開(公募)セミナーの開催も可能 ttps://jpn.nec.com/oss/ossk/ 掲載PDF参照 ・他社と同席、補遺テキスト無し、短縮4.5H

Orchestrating a brighter world NEC